

## 農地法第4条・第5条・事業計画変更申請書の添付書類について

	添付書類      ◎=原本    ○=写(白黒コピー)    —=添付不要	正本 (県)	副本 (市)	許可書 (本人)
1	申請書(3部とも朱印押印)	◎	◎	◎
2	委任状(該当する場合)	◎	○	—
3	土地全部事項証明書(3か月以内の発行で、過去3年以上の所有がわかること)	◎	○	—
4	位置図(縮尺1/10,000~1/50,000)	○	—	—
5	住宅地図(申請地を中心に既存の建物等が記入されているもの)	○	○	—
6	公図又は字絵図(隣接地の現況地目を記入)	○	○	○
7	法人定款又は法人登記事項証明書(申請者が法人の場合)	◎	○	—
8	建物・施設の配置図(縮尺1/200~1/2,000) ・面積、位置及び境界から施設物間の距離を記入 ・雨水、排水の方位、方法を記入	○	○	○
9	建物・施設の平面図(縮尺1/100程度)	○	○	—
10	改良区の意見書(事業計画変更の場合は不要)	◎	○	—
11	資金証明(預金残高証明書、融資証明書、預金通帳の写し等) 3か月以内のもの	◎	○	—
12	許認可等を受けた書面(他法令等の許認可を必要とする場合)	○	○	—
13	所有者の住民票等(全部事項証明書と住所が異なる場合)	◎	○	—
14	誓約書(受人署名)	—	◎	○
15	地積測量図(申請地の一部を転用する場合)※申請書と割印が必要になります。	○	○	○
16	戸籍謄本(相続未登記の場合) ・相続関係図・遺産分割協議書等	◎ ○	○ ○	— —
17	借主が特定できる書類(契約書の写し)(貸駐車場、貸資材置場等の場合)	○	○	—
18	台数根拠資料(駐車場の場合)	○	○	—
19	始末書(農地性がない場合)	◎	○	—
20	代替地検討資料(農振農用地、第1種農地、第2種農地の場合)	◎	○	—
21	第18条解約の手続き(貸借権等設定のある農地の場合)	—	◎	—
22	経営移譲年金支給停止承諾書(経営移譲年金を受給されている場合)	—	◎	—
23	一時転用の場合 ・農地復元の知事宛誓約書 ・着工から復元までの工事工程表 ・農地復元の所有者との契約書(砂利採取事業の場合) ・耕作者の同意書(貸借権等設定のある農地の場合)	◎ ○ ○ ◎	○ ○ ○ ○	○ ○ — —
24	太陽光発電施設(非FIT)の場合 ・転用事業者が連系に係る契約を電気事業者と締結する見込みが確認できる書類 ・売電先の事業者との売電契約書の写し ・小売電気事業者の登録があることが分かる書類	○ ○ ○	○ ○ ○	— — —
25	知事・農業委員会が必要とする書類 関市土木水利委員の意見書、隣接地の承諾書等	原則は不要ですが、申請内容により、添付をお願いする場合があります。		

### ☆注意事項☆

- ・申請書に上記書類を添付し、3部提出してください。
- ・特例農地(納税猶予)又は、特定処分農地(経営移譲年金を受給)がないか、ご確認ください。
- ・申請者が未成年者の場合、未成年者と親権者が連署し、親権者のみ押印して、戸籍謄本を添付してください。